

事業内職業訓練と公共職業訓練

佐々木

享^{すむ}

現代日本の職業訓練は、事業内職業訓練と公共職業訓練とを二つの柱としてなりたっている。これらは、たがいにその内容においては類似するものをふくんでいるが、その社会的性格は著しく異なるとみなければならぬ。われわれは、これに関連して、現行の二つの異なった職業訓練の制度と形態の基礎が第二次大戦中に据えられた事実を想起することが必要であろう。

まず前者についての考察からはじめよう。

一九三九年に国家総動員法に基づいて工場事業場技能者養成令が公布され、軍事的に重要な産業の事業主にたいして一定数の技能者を養成することが義務づけられたことは、比較的よく知られている。しかし、この工場事業場技能者養成令に基づく職業訓練が戦時労働力政策の一環として果した役割やその意義、これがその後の企業内職業訓練に及ぼした影響などについては、まだ評価が定まっていないように思われる。石原孝一『日本技術教育史論』（一九六二年）は、事実経過については一応の記述をしながらもそれについて何らの評価も加えていない。今日までのところでは敗戦前の職業訓練について最も詳細に検討した労作である隅谷三喜男編著『日本職業訓練発展史（下）』（一九七一年）は、この「技能者養成令」に基いて養成を行なった事業場数は（最も多かつた一九

四一年が一、五九七、翌年は一、五二〇であった——引用者）それ程多くはなかった」し、「養成終了者数は太平洋戦争が勃発した昭和十六年度において、ようやく三万二〇〇〇人の卒業生を出したが、十七年においても四万人弱の卒業生を送り出したにすぎなかった」から、「この数字から推察するかぎり、『技能者養成令』に基づく熟練工養成の成果は、当初期待されたほどにはあがらなかったと考えてよい」という評価を与えている（同上書、三〇二ページ）。そして、敗戦時に至っては「軍事的要請によって、法制度として成立した『技能養成』はもちろん、明治末期以来徐々に形成されてきた『養成工』制度そのものを含めて、養成訓練の体制は崩壊した」とされている（三三二ページ）。この場合私が問いたいののは、一九三九年以降に展開された技能者養成の実績にたいする数量面からの評価と、さらに、とりわけこの時期に、資本の恣意によるものとしてではなく「法制度として成立」したことをどう評価するか、その「制度」によってはじめられた訓練形態をどう評価するか、などである。

まず事実の評価について。工場事業場技能者養成令による技能者養成に對比できるものを戦後に見出だそうとすると、中卒後（戦中は高小卒後）三年間の訓練を行なう認定職業訓練であり、とくに個々の事業所が単独で行なうそれである。一九五八年の職業訓練法制定以来、政府はこれを積極的に奨励してきたのであるが、その実績をみると、実施事業所数は一九六〇年によく三

百をこえたが六三年以降四百台を数えるに過ぎない。この単独事業内認定職訓の毎年の訓練修了生の数も、一九六一年にようやく一万人をこえたが今日なお、一万五千人をこえてはいない。工場事業場技能者養成令下の技能者養成の実績は、順調な軌道にのっていた一九四一年四二年についてみれば（翌四三年には戦局の敗勢に伴う戦時特例によって技能者養成は実質的に崩壊しはじめていた）、実施事業所数はそれぞれ一、五九七と一、五二〇であり、それぞれの養成終了者数は三一、九二一名と三九、八四四名であったから（『労働行政史』第一巻、九四四ページ）、戦後の職業訓練法下の単独事業所の認定職業訓練の実績をはるかに上まわるものであり、日本資本主義における職業訓練の実績としては、むしろ少なからぬ重要な意義をもつものであった——換言すれば隅谷氏らは事態を過小評価しているというべきであろう。

このような評価のちがいは、当然に制度の評価に反映している。第二次大戦中の技能者養成は、国家総動員法という全権委任法を背景にその具体化の一つである工場事業場技能者養成令という勅令によって、画一的な定型訓練として事業主にたいして義務づけられたことに重要な特色がある。隅谷氏らもこの時期の技能者養成が「法制度として成立した」ことに注目してはいるが、それがもつ特殊な意義についてはまったくふれていない。

技能者養成令による技能者養成の制度としての特色の一つは、熟練工を養成する営為を、三年間にわたって系統的な手順をふむ

ことを強制することによって定型化し、これを少年を教育訓練する一つの社会的な制度たらしめようとした点にあると考えられる。細谷俊夫氏が、かつて、「技能者養成令」は工場事業場に於ける従来の見習工教育を内容的に深化させ、且短期養成を時間的に拡充したもので、「この制度の実施と共に、産業従事者の技術教育は、時局対処の応急的性格を持つ従来の方策から一歩前進して、産業人教育の恒久的な機構を具備するに至った」とし、「それがすべて国家の監督の下に実施されることになった点に絶大な意義を見出す」とのべたのもこの点であった（細谷俊夫『技術教育』一九四四年、二七四ページ）。工場事業場技能者養成令による職業訓練は、その実施期間が五六年に満たなかったとはいえ、かかる定型訓練を基幹産業の広範な分野に普及させたことの特殊な意義を軽視することはできないのである。このことは、何よりも、三年間の定型的訓練が労働基準法に基づく技能者養成およびその後の職業訓練法下の認定職業訓練として受け継がれていることに示されている。

しかしながら、工場事業場技能者養成令の制定施行の意義は右の指摘にとどまらない。同令は、熟練工養成という当面の緊迫した課題を、公共的な職業訓練施設の創設・拡充をとおして達成しようとしたのではなく、個別資本に義務づけることをとおして実現しようとして企図し、かつその企図が戦時体制という苛酷な条件のもとで、指定産業の一定規模以上の事業所という限られた範囲では

あつたが、さきへのべたような実績として実現しているからである。細谷氏が、工場事業場技能者養成令による「技能者養成制度の成立を新徒弟制度の確立という点に於て特質づけ」たのは慧眼であつた。石原氏、隅谷氏らはこの点には全く言及していない。

わが国の職業訓練は、基幹産業の基幹職種に関しては、明治末年以来工場内で資本の抱括的支配下にある養成工制度として発達してきたから、工場事業場技能者養成令が技能者養成を個別資本に義務づけたことの意義が看過ないし軽視されるのも不思議ではない。しかし、すでに大企業には定着していたとはいえ、個別資本がその恣意によつて工場内で技能者養成を実施することと、これを定型訓練として国が資本に義務づけることを同じレベルで論ずることはできない。工場事業場技能者養成令は、たんに三年制の定型訓練を強制的に普及させただけでなく、それを事業内訓練として普及させたところに重要な特色の一つがあつたのであり、したがつてそこには、熟練工養成のための定型的な職業訓練が社会的な制度としては普及し得ないという矛盾もまたふくまれていたのである。

工場事業場技能者養成令による事業内職業訓練と同じ時期にはじめられた公共的な職業訓練（当時のことばでいえば職業補導施設）についての評価は、前者についてのそれよりいっそう混乱を極めていふように思われる。石原氏は、(一)「従来の技能工養成

は、主として一部の大企業のみで、いわば私的に、企業別におこなわれていたにすぎなかった。（この方式を強化したのが工場事業場技能者養成令だった——引用者）これでは、緊急な大量の需要に応じえないので、国または公共団体による養成施設を設けることが必要になった」とことと、(二)「戦線に動員される技能工を補充するため」の「緊急対策としての短期技能養成機関の設置」されたことを指摘している（二七六ページ）。(三)は一九三七年に東京・大阪・名古屋の三か所に設置された国立の機械工養成所（修業年限は中卒後六か月）を指し、(四)は高小卒業者を対象とする短期の養成施設である府県立の機械工養成所を指している。和田勝美『職業訓練の課題と方向』（一九六八年、一六六ページ）によるとこの機械工養成所は全国に約四〇か所創設されたといわれる。石原氏は、職業紹介法の全面改正（一九三八年）による職業紹介事業の国営化にはふれているが、その国営の職業紹介所が労働動員としての職業紹介にあわせて職業補導施設を設けるに至つたことについては、まったくふれていない。

これにたいして隅谷氏らの労作は、石原氏の著書があげている二種の公共的な機械工養成施設についてはほとんどふれずに、公共的な職業補導が一九三八年からつぎの三つの措置をおして実施されるようになったとしている（三〇八—三二二ページ）。その第一は、一ないし三か月の短期間で製図・機械・簡易軍需作業補助並訓練・事務補導などを実施する職業補導施設の新設で、三九

年はじめまでに九六か所に設立された。第二は、国営となった職業紹介所の補導施設で、工業学校等の既存の設備を利用するもの一六、工業試験所のようなものを利用するもの六、県立機械工養成所を利用するもの一、計二七が新設された。第三は、委託して行なう補導施設で、工業学校等の既存設備を利用するもの三三か所、県立工業研究所、工芸指導所、機械工訓育所等を利用するもの六か所、ほかに市の施設に委託するもの二か所、合計四一か所にのぼった。

隅谷氏はこれだけの事実経過をあきらかにしながら、これにたいする評価としては、「前述の職業補導施設は、離職者のうち主として、青少年を対象として軍需関係作業に必要な特定の知識・技能(機械工・製図工のごとく)を短期間とはいえ修得させ、いわゆる速成工の養成を図っていくこととなった。しかしながら、これとても太平洋戦争が勃発し、徴兵等によって職工が不足するにつれ、そうした技能訓練を施す余裕をまったく失い、実質的に開店休業となって崩壊していくことになった」とのべているにすぎない(三一六ページ)。同氏らは、短期養成という不完全なものであるといっても、同氏らがほとんどふれていない府県立の機械工養成所四〇か所をあわせるならば、全国に二百か所をこえる公共的な職業訓練施設がこの時期に創設されたことの意義にはまったく注目していないように思われる。むしろこれは、工場事業場技能者養成令が技能者養成を事業主に義務づけたことに特段には

注目していない同氏らの見解のメダルの裏側である。

公共的な施設による技能者養成がそれ以前にはなく、一九三八年にはじめられたと云っては正しくないであろう。一八八一年に創設された東京職工学校と一八九四年の徒弟学校規程による徒弟学校とは、明らかに技能者養成を企図した公立学校とみられるが、前者は創立後いくばくもなく東京工業学校(一八九〇年)、東京高等工業学校(一九〇一年)と技術者教育機関に変容してゆき、後者もまた一九二一年には実業学校に吸収されてしまった。一八九三年の実業補習学校規程による実業補習学校については、これに技能者養成の機能を見るには余りに内容が貧弱であったといわなくてはならないのであるが、これも一九三五年には青年訓練所(一九二六年創設)とともに青年学校に吸収されてしまっていた。こうして、公共的な学校制度によって技能者養成をしようといういくつかの企図は、日本資本主義のもとではことごとく定着することなく失敗に終わっていたとみることができる。

他方、失業者にたいして短期の再訓練を行なう公立の職業補導施設については、一九二〇年代にその萌芽がみられ、恐慌が深刻化した一九三〇年代に著増した。一九三二年の状況を見ると、職業補導事業のみを行なうもの四三所(うち三〇所は臨時施設の講習会)、授産施設と合わせ行なうもの五三所、計九六所に達していた。しかしこれを経営主体別にみると、国立二、府県立四、市町村立二一、公益団体立六九であり、その内容の貧弱さとあわせ

てみると、とうてい、公共的な職業訓練施設の創業の画期を一九三〇年の前半に求めることは困難であるといわなくてはならない。

右に略述した経過からみるならば、一九三八年前後に、一きよに大量に公共的な機械工養成所や職業補導施設が設けられたことの意義は看過されてはならないように思われる。しかし、この時期のこのような公共的な施設の状態については、石原氏の著作と隅谷氏らの著作とのあいだには明らかに事実認識においてさえ若干のずれがみられる。このうち、公共職業補導施設が社会的に定着していく過程が展開することからみれば、隅谷氏らの着目した施設のほうがより重要な意義をそなえていたといえるように思われる。すなわち、隅谷氏らは指摘していないのであるが、これらの公共職業補導施設は、一九三八年に全面改正されて失業対策から一転して「労務ノ適正ナル配置ヲ図ル」ことを目的とするようになった職業紹介法第三条に基づくものであり、それは戦後の職業安定法による公共職業補導所の前身であり、今日の公共職業訓練校の礎石となったものであった。この公共職業補導施設にたいする隅谷氏らの評価のあいまいさは、これら施設の新増設が職業紹介法の全面改正に見られる動向——戦時労働力政策の一環として展開されていることをまったくみていないことに関係している。

等しく職業訓練といっても、事業内職業訓練と公共職業訓練と

が勤労人民にたいしてもつ意義は質的に異っている。前者は、その内容がどのように充実したものであったにしても、その職業訓練をうけるためにはまずその企業に雇用される労働者であることが前提とされねばならないから、労働者にとってはかたちをかえた徒弟制度という意味をもつ。また、事業内職業訓練においては、教育課程が整備されても、あるいは整備されればされるほど、訓練を実施する主体である資本の意志がそこに反映されることになり、労資協調の精神・企業帰属意識等々の入り込む余地が生れ、拡大することになる。かりに労働組合が教育訓練に積極的に介入するにしてもそうであることに変わりはないが、戦前のように労働組合がなかったり、あっても組合が企業の行なう職業訓練には何ら関心を示さないということであるならば、その教育訓練はまったく資本の意のままに展開されることになる。最近における国鉄のマル生紛争はこの間の事情を如実に示したものであった（拙稿「労働組合と企業内教育・職業訓練」『月刊労働問題』一九七二年十一月号参照）。

いっぽう、公共職業訓練は、原則として労働者または労働者になろうとする誰に対してもこれをうける可能性を与えるという点で、勤労人民にとって事業内職業訓練とはまったく異った意義をもっている。そして戦時体制に入った国家独占資本主義の矛盾は、このような可能性をふくんでいる公共職業訓練を社会的な制度（の萌芽）として生みだした。技能を身につけてから労働者と

して働きはじめること、このことによつて人間が一人前の労働者としてしたがつてまた人間として生きてゆくという広範な可能性を賦与する機能を公共職業補導所がもっていることを、第二次大戦下の労働者は自覚的にとらえはじめていた。私たちはその例証を、中西功が拘置所の中から妻にあてた手紙集『死の壁の中から』にみる事ができる。

一九四四年四月、中西はどうやら世間の事情にうといらしい妻に、「神田の養成所に入り、製図工になりきる」ことをくりかえしすすめる。彼は、妻の当面している問題の「中心点は、子供の養育の問題ではなく、方子（妻）自身の自活化、独立化などの生活方針の確立」にあると考えているからである。やがて補導所に通いはじめる妻を激励する手紙はいう。「とにかく、これからの方子の新しい生活に全幅の期待をかけています。それは単に仕事をするためじゃない。給料をとるためだけでもない。なおさら戦時の一時のためじゃない。一生働いたために、自分の人生をきたえるために、真の文化生活を獲得するためにです。私は労働が必ずしみじみと教えるものがあると考えています。つよく生きて下さい。」

第二次大戦にさいしてにわかにはじめられた公共職業訓練は、設備・訓練の内容・訓練期間などをみても極めて粗末なものだった。その粗末な施設がふくむ可能性は、施設が小さいほどには小さくなかったというべきであらう。

第二次大戦後の今日、公共職業訓練は、大戦中のそれとは比較にならないほど質量ともに拡充されている。そしてそれが、今日ではますます労働力政策の柱の中にくみ込まれていることもたしかなことである。施設や訓練の内容が学校教育、たとえば工業高校のそれに劣ることも疑う余地がない。しかし、公共職業訓練がふくむ可能性もまた、飛躍的に大きくなっている。私たちはそのことを、公共職業訓練を自分たちの要求と企画にしたがつて実施させた全印総連東京地連の労働者たちのとりくみのなかにみる事ができる（前掲拙稿参照）。

しかしながら、私たちは、一九六九年に改正された現行職業訓練法第四条に「事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行なうように努めなければならない」といういわゆる訓示規定があることを想起しないわけにはいかない。この条文は一九五八年法にはなかつたのであるから、現行法は事業内訓練をいちだんと推進することを企図しているとも考えられる。今日の職業訓練政策——とりわけ事業内職業訓練の拡充と公共職業訓練の拡充とが意味するものとそれがふくんでいる可能性とを深く理解することが要請されているといわなければならない。